

第36回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年6月5日 午後1時30分～午後2時46分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 12名 欠席者 4名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第1号 専決処分について

報告 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

議案 第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用
集積等促進計画について

議案 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第6号 令和4年度の最適化活動の点検・評価について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（12名）

1 番	吉田 孝行	3 番	松永 博視
4 番	岡本 義照	5 番	近藤 茂
6 番	井寺 知江子	7 番	成清 輝美
10 番	北原 良輝	11 番	城戸 慎吾
12 番	溝口 弘之	13 番	城戸 孝行
15 番	古賀 重満	16 番	坂本 好教

本会議に欠席した農業委員（4名）

2番	中村 伸秀	8番	角 豊明
9番	中村 浩章	14番	富安 春二

会議に出席した事務局職員

事務局長	井 上 浩 二
課長補佐兼担当係長	中 村 敏 和

午後1時30分 開会

○事務局

間もなく、会議が始まりますので、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。また、マスクの着用は各自の判断でお願いします。

○議 長

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。只今から第36回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は2番の中村伸秀委員、8番の角豊明委員、9番の中村浩章委員、14番富安春二委員が欠席でございます。次に注意事項でございます。効率的な審議となるよう、事務局からの説明は簡潔をお願いを致します。また、発言される委員は、議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを簡潔にし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては、最後の協議事項の際をお願いを致します。本日の議事は、報告事項が2件、議案が6件でございます。慎重なるご審議と、円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には3番の松永博視委員、13番の城戸孝行委員をお願いします。それでは、報告事項にはいります。報告第1号について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 専決処分について でございます。

表を読み上げます。表を読み上げます。（異動内容について読み上げにて説明）委員

の皆様へご挨拶がありますので、入室させてよろしいでしょうか。(はい) それではお願いします。(入室、各自より挨拶し退席)

○議長

それでは、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書2ページになります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

第1項、所在、久恵、田6筆、面積計6,375㎡、解約事由は耕作者の健康上の理由でございます。解約後については、備考に書いてます通り17ページですね、の21-第2項、それから第21-4項で利用権設定が出ております。それから第2項ですね。所在、鶴田、畑1筆、面積1,821㎡、解約事由は耕作者の変更でございます。解約後については、6ページの第1-2項で利用権設定が出ております。次のページ、3ページになります。第3項、所在、尾島、田2筆、面積計2,342㎡、解約事由は売買のためでございます。解約後については、備考に書いてます通り5ページ第1項、それから第2項で所有権移転が出ております。続きまして第4項、所在、鶴田、田5筆、面積計12,638㎡、解約事由は地権者の都合でございます。解約後については、7ページ第3項で利用権設定が出ております。説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。これで報告事項を終わります。それでは議案第1号第1項を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、そしたら4ページをお願い致します。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について でございます。

第1項、氏名、_____、住所、筑後市大字井田、経営形態、米大豆、面積146.86

a、農業労働力、計3名でございます。折地の田、約1,200 m²の購入を予定されているため申請されております。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりました第1項について質問のある方は、どうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に議案第2号第1項を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

そうしましたら5ページをお願い致します。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在、尾島、地目、田1筆、面積1,178 m²、渡人、大字尾島の____さん、
受人、大字尾島の____さん、利用目的は米麦大豆です。売買価格は総額で____円、
引渡しは令和5年6月30日でございます。受人の____さんは令和5年5月にあっせ
ん登録されております。説明は以上でございます。

○議長

それでは第1項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第2号第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項 所在、尾島、地目、田1筆、面積1,164㎡、渡人、福岡市西区の_____さん、受人、大字尾島の_____さん、利用目的は米麦大豆、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和5年6月30日でございます。受人の_____さんは令和5年5月にあっせん登録されております。説明は以上でございます。

○議長

それでは第2項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第2号第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。(すみません)

○委員(11番)

すみません。すみません。今ちょっと1・2項関連して質問。渡人の方の経営面積は上下同じ面積、同一世帯の売買なんですかこれは。えっとね、1番2番の_____さん、_____さん(うん)の経営面積が一緒なんですよね。兄弟かなにかで、ということですか。(多分これ親子)親子。これで全部なくなるってことでしょ、1番_____さんの土地が(そうですね)合わせて、違うか。いやなくなるから22くらい、経営部分から減るのか、貸付から減ってるのか。ちょっといまいち。親子であればわかってこういう書き方なんです。いやそいけん自作とかね、こういう書き方するけん変じやん。たまに来てしよってんかも知れんけど。

○事務局

すみません。ちょっと書類上では今わかりませんので(はい。後回しでいいです)はい、分かりました。後で報告致します。(はい)

○議長

それでは次に議案第4号を提案いたします。事務局の説明をお願いします、あ、3号やった。議案第3号を提案いたします。第3号になります。事務局の説明をお願いします。

○事務局

そしたら、6ページですね。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

利用権設定は6ページから18ページまででございますが、第1項及び第1項の2のみご説明をいたします。権利種別、貸借権設定、第1項、所在、長浜、現況地目、樹園地5筆、面積は設定面積4,250㎡のうち2,429㎡、利用権は賃貸借、貸人、大字長浜の_____さん、借人、大字長浜の_____さん、利用目的は茶、借賃は反当たり_____円、期間は10年でございます。第1項の2、所在、鶴田、現況地目、畑1筆、面積は設定面積4,250㎡のうち1,821㎡、利用権は賃貸借、貸人、糸島市の_____さん、借人、大字長浜の_____さん、利用目的は茶、借賃は反当たり_____円、期間は20年でございます。なお、借賃は6年目からの適用でございます。説明は以上でございます。

○議長（坂本 好教君）

それでは説明が終わりましたので、議案第3号について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第3号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

○委員（1番）

3号ち、これ全部ということですか。

○議長

何ページまで

○事務局

18ページまでですね。（18ページまで）18ページまでが設定です。差し替え分がそして14ページの分がちょっと差し替えになってますが、皆さんの手元には置いてますかね。（ああ、手前にあつと）赤字で変わった部分を印刷しておりますので、14ページはちょっと差し替えになります。利用権のところですね、賃貸借になるとするんですが赤字で、それが使用貸借になってたと思いますのでそこを修正させ

ていただいております。18ページまでです、設定の分はですね。

○議長

18ページまでの、第3号でございます。それについてでございます。はい、どうぞ。

○委員（1番）

10ページですね、7項のやつ。これは5月に審議が継続になって先月本人さんがここに言い訳じゃい弁明にこらはったとやろうと思いますが、何の説明もなく提案がされておりますけど、これについて本人はいつから栽培開始か何かとか確認は取ってあるんですかね。

○事務局

現地を確認してですね、本人さんからはいつからとかいうお話はないんですが。

○委員（4番）

ちょっとごめん。今、10ページの（一番上の）7項（はい、7項です）

○事務局

4月に保留になってた分で、始期はですね、6月15日からとはなっておりますが実際まだ私どもですね、現地を確認に行きましたけどまだ始めて（これ新しかとこです）ああ（前のところは）前のところの話をされたと思いますけど、まだそこを現地確認した状況ではすぐに始められるような状況ではないと思います。

管理はするということで伺ってますので、今後いつからというのは伺っているところではないです。

○委員（1番）

いやですから、何年に私が言ったところは利用権設定をされたとやったですかね。で何年間の予定でしたとですかね。もう多分3、4年経ってると思うとですよ。3、4年経ってもまだ作付け開始されてない中で、別にこうやって新たにですね、設置をされるちゅう部分が基本的に問題があるという話を私はしたつもりです。そういう中で荒れたままになってるちゅうのは、また別ですけども、そういう部分で作りもせずにそのまま、話によると何か契約が切れたら返すかなんかちゅう話もちらっと耳にしたんですが、そういう話（はい。良いですか）

○委員（11番）

城戸です。前回総会終わった後に、_____君から相談を受けていろいろ話して、一

応、あそこは契約今年多分10月か11月ぐらいで契約切れて返還をしたいと。契約をもう延長しないというか、返したいということを___さん、貸し主さんの___さんにも言ってるというところです。古いやつのそっちの田んぼのことだけでいいんですかね。こっちの方は管理をなるだけ頑張りますというところでは言っていました。あそこを作るのはもう諦めてみたいで、こっちの新しく7番に挙げているブドウ園で収入を得たいというところで話していました。(もとのやつはもうしない) はい、契約解除したいと。

○議長

はい。

○委員(13番)

今___さんの言うようっていうことで結局前んところが3年か4年契約かなんか、5年やったですかね。(5年と思います) ああ、でいっちょん結局何もせん、返す、あれがですね(はい)それが多分ちょっと私は問題と思います。そこんにきばちょっとぴしゃっとしてもらわんとですね。

○事務局

戻すと言うことで考えてあると思いますけど、戻すにしてもですねやっぱり綺麗にして戻さないといけないというところはあると思います。私がここに4月から来て、利用権のその解約とかですね、を見てるとやっぱり色々なことで解約、例えば耕作不便のため解約とかいうのもあってますんで、そういうこともありますので、解約というのは本人がしたいということであれば、それなりにちゃんと管理をされてお返しさえするとういようで、他にも解約する理由がありますので、___さんについてでもですね、解約というのもあり得るのかなと。ただ3年間何もされていなかったっていうのはちょっと問題があったのかもしれませんが、本人がもう返したいと言うことであればちゃんと管理をされて必要な方向で考えるしかないのかなというように私思ってますが。どうでしょうか。契約の期間も迫ってますし中々現実的には難しいのかなというのも思いますので、あとはちゃんと管理をされるということをお願いしたいというように私は思っています。

○委員(15番)

大体あれは綺麗にして戻すと返すと、普通ならそういうのが常識やろばってん。ちょっと問題じゃあるもんな。

○委員（13番）

そんなもんはまた同じことばまたするじゃろと思うですよ。そいけんもう貸借なら貸借で申請にこらはったとこでぴしゃっと言うて。ほっぼらかすとかですね、そういう形にしちゃったときにこっちでまた喧しゆうてこっちから契約の何のかんのとかはちょっとあれすとかですね。そういう形にしとかな、ちょっとやっぱ問題になってくると思うんですよ。

○議長

今までこういったことあつとかね

○委員（1番）

____さんは今度んとは10年契約でしょうが。前んとは5年ですか。（だったと思います）それば確認しよつとですよ。だったと思いますじゃなくて。

○議長

暫時休憩します。

【休憩】

休憩時に引き続き会議を開きます。吉田君の質問に答えてください。

○事務局

はい。期間ですね、令和3年からの10年間になってます。なのでまだ2年ちょっとですかね。3年までなってないですね。なので中々この状況でですね、本人が解約するというなんかそれがあるのかもしれないですけど。

○委員（1番）

話であって、すぐ解約するかどうかという話は聞いてないですよ、私は。この10年後に解約をせらっしゃると前提するならば、今3年経つとるとやけんで、いつからそこは栽培開始をされるごとと言ってあつたんですかってちゅうとを確認しよつとですよ。先月わざわざ本人来てもろとっじゃなかですか。その時に作業開始はいつからせらしゃつですかくらい事務局として確認してないと。今は3年間してない、今から7年間ずっとせらっしゃれんちゅうこと。

○事務局

その前に解約したいかどうかっていうのも確認はしてないんですけど、事務局としてですね。

○委員（1番）

解約ちゅうとはたまたま別段で話よった時に、解約の意思かあっちゅう話が言われただけであって。契約期間は10年間あるならば、10年後に解約なのか。当然、中途解約なのか。さっき局長が言われたごと、耕作困難とか色々な理由でしてあるけん良いでしょうって話も言われたけど。耕作をされた後にやめらっしゃっとと、作付けもせんな返さっしゃっととじゃ意味合いが違う思うとですよ。私がさっきから言よるごと借って作りますというのと、作りもせんで返して、新たにここには作りやすかところがあるけんこっちで作ります、こっちは返します、そういうふうなやり方を、この方に限らず今後もそういう話が出る可能性もあると思うとですよ。きちんと状況を確認しとかんと。だから私言よるだけで。この人がどうのこうのじゃなくて、作りもせんで新たなとこを借らっしゃれんならよかってすよ。新たに借りて、こっちんとは作りもせんで、そういう行為の人を認めて良いのかどうかちゅう根本的な話ば私はお尋ねしよっとですね。耕作困難のためなら新しかとこを作っちゃいかんわけでしょうが。ここは耕作困難ばってんがこっちんとは作りますって言うなら、どういう意味での耕作困難か分からんもん。

○委員（15番）

この件なもう少し本人と話し合って、機械をどんな機械を持ってるかをまずちょっと調べて、やる気があるかどうかもちょうと調べてせんな。おかしなってくるよ、これ。田んなか借りてなんせんな、何年かしてほったらかすなら貸した方も大変やん。

○委員（11番）

今も賃借になってます10年間は。

○事務局

なってます、はい。（通年に）反当たり5万で。

○委員（11番）

反当たり5万。4反ぐらいあるとやろ。

○議長

これは払いよっとかね（確認しとらんです）分からんよね。どっちしたっちゃ、はっきり知らんけん。またこの件は保留たい。

この件は保留して、採決をしたいと思います。それしかなかろう。皆さんの意見やんけん。

○委員（4番）

ちょっと良いですか。(はい) その保留をすっでしようが。保留してこんだ別な日にまたすっですか。(いやいや) 保留ってずっと保留。どげふうにすっ。

○議 長

次の委員会(来てもらう) うん。次の委員会かなんかにまた来てもらうて。

○委員(13番)

来てもらうか、事務局の方で話ば聞いて、どっちかにせなしょんなかでしょうもん。

○議 長

そしてそこで決めてもらうしかなかろう。今まで皆さんが言った質問に対して答えて、こうしますんでっていうことで。また新たに採決するしかない。

○委員(4番)

ばってん言わはったこつと、実際実行せらしやるこつが食い違うといかんけんな。どこかでけじめをつけとかんといかんをやなかやか、今後のためにも。(うん) 例えば保留じゃなしもう、前の分をぴしゃっと管理して相手方に戻すなら戻す、戻すか分からん、10年あと8年あっでしようが、それを綺麗にしてからこれは保留じゃなしまた返してもらうと事務局でもこの分は受け付けられませんと。そげなふうなことばしとかんとまた何か言わはったごつ他んともこげなことがあるなら、なんちゅうこってすかってことになってしまう、しませんじゃろかと思って。

○議 長

保留じゃなしに却下するですか。

○委員(15番)

今の、借りちやるところの状態を見らんと分からんばってん。それが荒れた状態で返さるるなら、やっぱ却下するような形をとらんならおかしかもん。

○委員(4番)

例えばですね。保留しとって、また来らしやってからならやりますよっていってからよございますっていうわけにはいかんじゃなかろうかと思ってやった。またこの10年でしよう、またほったらかしにせらしやるなら1年後2年後に同じこつ繰り返して。

○議 長

こっちのブドウはせらしやっつとやか。元んとかどげんするかです。

○委員(1番)

よかですか。さっきから言よるごつ利用権が入ってるところを作られんで、新たに借りらっしゃることが問題だち私は言よるとですよね。あと7年残つとるところが仮に残つとつても中途解約で、合意解約なら合意解約でよかですたい。ところが耕作困難のためちゅうてから解約せらっしゃってですたい。新たに今回ここに出とるところは作りますよちゅうて耕作をせらっしゃるち仮に上がってきたときに、委員会としてそれを認めるかどうかですよね。困難って言うて返しとつてここは作る。自分のよかごつすることをそういうことがいいのかどうかですよ。例えば残り7年あったっちゃ、絶対ここは作ります、ち言うならばここは貸したっちゃ何年後には作付けするならばってん。片やこっちは返します、ばってんこっち側んとは作りますってやり方じゃどげん保留しとつたっちゃ、私は通らんと思うとですよね。ここは作るち言わっしゃれん限り、制度上からすると。理由が別の理由なら分からんばってん。耕作困難で返すとなら、なんべんでん言うごつこっちは作ります。で元々さっきも言よるごともう一つ4反ぐらい面積があるところは全部借ちやるけどそこは作付けがあつとるわけでしょう。そこは作付けがある、で次はなか、そういうやり方は私はないと思うとですよね。作るなら作ってもらった上に拡大、普通の米麦大豆の水田の場合には何らかの品物ば作りやすいでしょうけど、ブドウなり果樹類関係なりそういう部分ちゅうのは作つたらそれなりの年数作らんといかんちゃろうけんですたい。なかなか難しいやろうけど、それが分かって作りたい借りたいってしよるわけやけんで、今借りてるところが残り7年もあるとに作付け開始がいつからかちゅうともせらっしゃれんなら、これの作付けは他は無理ですよっていう話を私はした方が良のかなと思うとですよね。先月本人が来て弁明じゃなかばってん、いろいろ言うたけどあそこは作りますの云々ちゅう話はなかったですもんね、管理ばしますちゅう話は言うたばってん。それけん聞いたとばってん。したらなんか、あとは返しますち、いつ返すか、何年借りとりるやろかち尋ねたわけですよ。

○委員（15番）

今の現地はまだようと理解出来んですけど、前梨かなんか植えちゃったと。梨の原木のまだあつとね。（倒した木）重機かなんか入れんと（棚も全部片付けんと）梨がそのままあるわけ？（梨はなか、木は切つてある）（全部残つとつです）重機のいるような状態やないと？（なんちゅうとかね、周りの石は）（ああ、棚の支柱のコンクリ柱ごたつと）もうすぐブドウを植えてなるような状態？（いいえ、全然）

○委員（13番）

梨の棚にはブドウはやっぱ植えれん。（棚を張り替えな、ブドウは）

○委員（11番）

梨を掘った穴がそのまま残つとろうと思う。平らじゃなかでしようが、凸凹しとるけん。

○委員（1番）

いや本木はまだあるち思うばってん。

○委員（13番）

凸凹しとるばってんまだ生きとるはずやけんじゃあ、枯れっしもとんならあればってん。

○委員（11番）

ブドウは植えようとも思わん、ああゆうところには私は。植えられる状態ではない。もしするんやったら確実に人とお金入れて綺麗に整地して、やっぱりハウスとか棚もやり直して、しないと経営的には無理だと。（だいぶ金がかかるよね）はい。

○事務局

借りる場所がそこしかなかったとの話を農政課から聞いています。

○委員（1番）

だからその時にね、___さんと___さんが2カ所持とって、もう1カ所は___さんって人が借とって、同じ面積くらいんと。そこは去年綺麗片付けてハウスまで建つとるとですよ。___さんは結果的に3年間ほったらかしちゅう状況やけんで、用意ドンのときは二人一緒にお互いにあっちとこっちば借ってしようという話になつとったと思うとですよ。

○委員（13番）

新規就農はどっか勉強かなんか行ってきてきとらすと？ほんなど素人。

○委員（11番）

分からん。そこまでは全然知らない。

○事務局

研修には行ってらっしゃらないと聞いています。

○委員（11番）

___さんのを見ながら、一緒にしながらって言う感じで、じゃあ自分も同じくらい

の、丁度___さんからの面積があったんでって言う感じではあると思う。

○委員（15番）

今借りてある地主さんとも協議して、このままでいいのかどうか。そこんにきの返事ばちょっと聞かやんとやなか。（地主さんに家賃ば払いよらすかどうか）うん、そこんにき、こげん荒れてしもうて（それも聞かにやいかんちゃなか。そして現実にはそれがいっちょん払いよらっさんなら却下するしかなかりょうもん）もうちょっと調べんと返事もされん。こんまま荒れたまま返してもらたっちゃ。

○委員（1番）

ただ契約が7年は残るちゅうところのなかで作付けの意思がないちゅうところをどう判断するかは私は思うとですよ。

○議長

家賃も払わんな、ずっとそんまんまほったらかしや。

○委員（1番）

払いよっちゃう払よっちゃうなかは委員会として関係なかでしょ。払ようらっさんけん農業委員会にどげんかしてくれって言うたっちゃ、どげんもせんわけでしょ。ぼってん契約期間が7年ちゅうことに対しては、所有者の人が7年間しとったけんで7年間ちゃんと払えって言わっしゃるなら合意解約は出来んわけでしょうが。（でけん）7年間管理ばせらっしゃるなら7年間はあそこば作付けせらっしゃれんなら新たな貸し付けは出来ませんよちゅうことできちんと線ば引くなら引いて私はよかち思うとですよ。来年これは間違いなし作りますけん許可してくださいって本人が言うなら、またここで審議ばせやんかんしれんばってん。

○議長

一応その辺も確認してから、却下なら却下ってせやんとやろうもん。（本人の言葉を聞かんと、分からなかったことが今分かったとやけん、本人さんにきちんと今言ったことを確認して）そこんにきば本人さんば呼び付けて聞いてもろて、今___君が言よるごと全くあれがなして、いまだん戻すちゅう気なら（ちゃんとした計画性があるかどうか）もう却下するしかなかりょうけん（するとしても先のあと7年間本当にちゃんと契約解除して、新しくするぐらいじゃなからんとね）今の話からするならばさろまだ手の要るごたっけん、金のこう要るごたっけん（それが分かってあるかどうか）現実にはそげんかと出来るっちゃろうかと思って（機械が何も無いのにね、更地にする

ことも出来ん、がむしゃらにしようと思ったってね)

○委員（13番）

ぴしゃっとどげんかしてもろて、してもらわにゃこっちは次の申請を出されたって農業委員会では賛成はあげんめけんね。

○議長

____さんば呼んで、どうするか確認して、全くそれをする意思がなかなら却下。

○委員（7番）

頑張っては誰でも言えるんですけどね、ちゃんと実行してもらったりお金の面でもきちんと出来るような感じでなからんと今でも無理なのに、計画性がないと。

○委員（5番）

令和3年からの利用権設定の内容を確認して、まさか地代を払っとらんということになると契約不履行で当然問題だから、よかったらその辺をお金を払ようらん云々でなく、やっぱり実態をきちんと整理しないとですね。それが最初と思うわけですよ。

○議長

事務局はたいへんやろばってん____さんばよんで、確認ばして、それがダメなら却下たい。(耕作できない理由を聞いてもらって)

それでは3号議案でこの____さんの件を外して、採決をしたいと思います。

○委員（11番）

ひとつ質問良いですか。はい。

22項、18ページのいちごの使用貸借で、解除条件付きって何か条件がついてるんでしょうか。本人同士の使用貸借なんだけど、どういう条件がこれは考えられるんでしょうか。

○事務局

株式会社なので解除条件をつけないと契約上駄目だということで備考に書いてあるのだと思います。法人だとこれはないのじゃないかと私は思いますが、担当に聞きたいと思います。

○委員（5番）

これは農地という適格法人じゃないからですね、様々な契約書に解除条件付き会社ということで文言を入れないかんわけですね。(会社やけんね) はい。私たち農地組合法人だったら土地を購入できますけど、会社の場合はですね。

○事務局

契約の解除として書いてあるのが利用権の設定をする者は、利用権の設定を受ける者が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には契約の解除をするものとする。そういったことが書かれています、契約書ではですね。

○議長

だそうです。

○委員（11番）

貸してる方が見てそういう判断出来る、まあ本人同士ですからないとは思いますが。分かりました。ありがとうございます。

○議長

それでは他にありませんかね。無いようでしたらさっきの____さんの件を除いて採決したいと思います。議案第3号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に議案第4号を提案いたします。

○事務局

19ページをお願いいたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画について でございます。

中間管理事業を活用した利用権設定でございます。第1項ですね、権利種別、貸借権設定、第1項、所在、常用の田1筆、面積で4,395㎡、利用権、賃貸借、貸人、柳川市三橋町の____さん、借人、農事組合法人____、利用目的、米麦大豆、借賃、反当たり____円、期間は令和19年まででございます。続きまして次に集計表がありますので、20ページの集計表の説明をさせていただきます。括弧書きは中間管理事業分で内数となっておりますが、全体のみ読上げます。左上の総計です。田29件、面積89,961㎡、畑3件、面積、4,715㎡、合計32件の面積94,676㎡でございます。

内訳でございます。新規・再設定別では、新規17件、再設定15件でございます。通年・期間借地の別では通年31件、期間借地1件、小作料納入別では、金納23件、物納5件、使用貸借4件でございます。右の表でございます。貸借期間別では、1年が1件、3年が4件、5年が12件、10年が13件、15年が1件、20年が1件となっております。1年の1件や3年の4件は、他の利用権と期間を合せられるためにそのようになっているとのことでございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、議案第4号について質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第4号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に、議案第5号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は1件でございます。それでは第1項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の21ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、売買、所在、前津、地目、畑1筆、面積268㎡、渡人は久留米市の____さん、受人は筑後市久富の____さん持分2分の1、同じく____さん、持分2分の1、ご夫婦です。申請事由、個人住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図は1ページをご覧ください。こちらは羽犬塚中学校の____のところになります。こちらの農地区分は、用途地域、第1種低層住居専用地域で第3種農地、原則許可になります。土地の価格は____円、坪単価の約____円です。説明は以上です。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。ただいま事務局の説明通りであります。地図は1ページになります。審議の方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第1項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方は、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第6号を提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書22ページをご覧ください。

議案第6号 令和4年度の最適化活動の点検・評価について でございます。

別紙にですね、A4の横長い表の、をご覧ください。皆さんに度々お願いをしてもらった分ですが、これの左下ですね。左下のところになります。左下の2番の農業委員会の点検・評価というところで、左側の全体としての評語、これは国が定めたこちらの集積の点数とかですね、活動日数とかでもう自動的にその点数によってA B C Dということで、目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られたとかですね、これはもう決まり文句でこれを点数によって入れるということになってございます。ですので個別に活動の内容は異なりますけれども総会で出された意見というのを一つずつするのも大変なので、左のA B C Dに合わせた形で1 2 3 4と書いておりますが、ほぼ同じような総会で出された意見は、計画目標を大きく上回る活動ができた、それか計画目標を上回る活動ができた、計画目標どおりの活動ができた、4番として計画目標をやや下回るが概ね活動ができた、という同じような評語でですね、合わせた意見とさせていただきますと思いますがいかがでしょうか、というご提案でございます。6月末までに公表をしますが上のところにですね、A地区とか氏名をAさんとか書いてま

すがこれはこんな形で個人さんが特定されないように公表を致します。昨年度から国の方から指示がありましたので、皆様には大変色んな面でご迷惑をおかけしましたけれども、かなり活動的に頑張ってくださいました。6日間の目標に対して大体今のところの集計 4.7 とか 4.8 日ですから7割くらいはできておられます。これが他のところの地域の話聞きよりますと、例えば6日としたのに7日頑張られてですね、すると今度7日が基準の日数になりますので、ずっと頑張れば頑張るほど目標が高くなっていくということですね。今年度も同じ6日でいこうかなというふうに思っているところでございます。ということで頑張ってくださいましたので、この評価の仕方でもうさせていただきますと思いますがいかがでしょうか。

○議 長

はい。

○委員（13番）

これは農業委員会のなかだけであれするとですか、県の方に出したりなんかはするのですか。

○事務局

もちろん全国に公表しますから、同じごたる形でもうさせていただきます問題ないのかなというふうに思います。例えば____委員さんとか、____委員さんとか、____委員さんの合計をした点数が出てくるとですよ、自動的に。一番左の評語のところにあたるですたいね。大体目標期待通りのとかCとかDとかですね、そんならだろうと思いますけれど。活動日数ゼロはないからこれで充分公表は耐えうるだろうと思います。あまり細かく書くと委員さんを特定してしまう恐れがあるですよ。なのでそこはちょっとオブラートに包んでいただいた方がいいのかなあと思っているところでございます。

○議 長

という事務局の説明でした。他にありませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第6号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件は、これですべて終了致しました。

これをもちまして第36回農業委員会を閉会致します。

午後2時46分 閉会